

議第 8 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

社会福祉法人三島市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

三島市長 豊 岡 武 士